

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>令和元年度犯罪被害者等施策 (犯罪被害者白書) (案) について</p>	<p>令和2年6月4日 長官官房</p>
<p>1 犯罪被害者白書について</p> <p>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で15回目。国家公安委員会・警察庁としては5回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。</p> <p>2 構成について</p> <p>(1) 年次報告</p> <p>第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について、5つの重点課題ごとに紹介。</p> <p>第1章 損害回復・経済的支援等への取組(2頁～)</p> <p>第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(22頁～)</p> <p>第3章 刑事手続への関与拡充への取組(52頁～)</p> <p>第4章 支援等のための体制整備への取組(64頁～)</p> <p>第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(100頁～)</p> <p>(2) トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査について(32頁) ○ 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進(65頁) ○ 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況(68頁) ○ 東京都犯罪被害者等支援条例の制定について(69頁) ○ 性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号(86頁) 等 <p>(3) 基礎資料</p> <p>犯罪被害者等施策に関する基礎資料として、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体における取組状況、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧等を掲載。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>令和2年6月9日 閣議決定・国会提出</p>		

公安委員会	「道路交通法施行令の一部	令和2年6月4日
説明資料No. 2	を改正する政令案」について	交 通 局

1 改正の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（以下「法」という。）の一部（妨害運転に関する規定）の施行に伴い、道路交通法施行令について所要の改正を行うもの。

2 改正案の概要

(1) 妨害運転に付する基礎点数に関する規定の整備

- ア 妨害運転（交通の危険のおそれ）を別表第2の1の表に掲げる一般違反行為とし、基礎点数25点を付することとする。
- イ 妨害運転（著しい交通の危険）を別表第2の2の表に掲げる特定違反行為とし、基礎点数35点を付することとする。

(2) その他

妨害運転を次の違反行為等として規定することとする。

- 重大違反唆し等（運転免許の取消しの対象）の重大違反
- 仮運転免許の取消しとなる違反行為
- 自転車運転者講習制度の対象となる危険行為

3 今後の予定

6月9日 閣議

6月30日 施行（法の公布の日から起算して20日を経過した日）

4 その他

本改正案は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため意見公募手続を実施することが困難であるとき（行政手続法第39条第4項第1号）に該当し、意見公募手続を実施しないことから、その旨を政令の公布と同時期に公示する（行政手続法第43条第5項）。

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区 分	29年度	30年度	元年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	390 (454)	386 (455)	385 (470)	-1 (+15)
遺族給付金 (申請件数)	111 (175)	123 (192)	132 (217)	+9 (+25)
重傷病給付金	171	160	157	-3
障害給付金	108	103	96	-7

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区 分	29年度	30年度	元年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	397 (461)	329 (370)	375 (461)	+46 (+91)
支給裁定 (裁定件数)	353 (414)	295 (332)	316 (393)	+21 (+61)
遺族給付金 (裁定件数)	114 (175)	89 (126)	116 (193)	+27 (+67)
重傷病給付金	150	123	109	-14
障害給付金	89	83	91	+8
不支給裁定 (裁定件数)	44 (47)	34 (38)	59 (68)	+25 (+30)

仮給付決定に係る被害者数 (決定件数)	3 (3)	4 (4)	10 (10)	+6 (+6)
------------------------	----------	----------	------------	------------

- 裁定までに要した期間は平均約7.8か月・中央値約5.3か月

2 不支給裁定の理由

(単位：人)

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	28
当該死亡、障害等に犯罪行為との因果関係が認められなかった、 障害等級非該当又は犯罪被害に該当しなかった	18
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	8
被害者と加害者との間に夫婦関係等一定の親族関係があった	3
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	1
後遺障害が既存障害と同一等級のため、倍数が0となった	1
合 計	59

3 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	平均裁定額	前年度比	最高支給額
遺族給付金	712,141	+165,695	6,139	-1	24,915
重傷病給付金	26,348	-7,312	242	-32	1,200
障害給付金	290,872	+146,930	3,196	+1,462	32,832
裁定総額	1,029,361	+305,314			

(※千円未満四捨五入)

- 支給裁定件数（被害者数）、裁定総額ともに増加
○ 減額裁定（被害者数）は103人（前年度比+25人）

4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 11件（前年度比+1件）
○ 裁決 17件（前年度比±0件）

1 概要

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則に基づき、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況等について報告するもの。

2 特定秘密の指定及びその解除の実施の状況について

(1) 指定

警察庁においては、令和元年中に以下の5件の特定秘密を指定した(令和元年末時点の特定秘密は計43件。)

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件
- 人的情報源関係 1件

※ 保有する特定秘密文書等の件数(令和元年末現在)
34,497件(都道府県警察保有分を含む。)

(2) 指定の解除

令和元年中、特定秘密の指定の解除はなかった。

3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び各都道府県警察においては、主に以下のような保護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

(2) 保護措置の状況の検査の実施

警察庁及び各都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。

4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び各都道府県警察においては令和元年中、適性評価を844件(うち警察庁187件、都道府県警察657件)実施した。

5 その他

- 令和元年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、近日中に、政府から国会報告が行われる予定。
- 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定)について、法施行5年後の見直しにより、近日中に、一部改正が閣議決定される予定。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年6月4日</p> <p>警 備 局</p>
-------------------------------	----------------------------------	------------------------------

1 感染者数【6月2日時点】

- (1) 国内における感染状況～16,930人（死亡894人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～6,218,724人（死亡374,527人）

2 最近の政府等の対応

- (1) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置（3月26日）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（3月28日）。
- (2) 全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止（4月3日から運用開始）。
- (3) インド、南アフリカ等11か国を入国拒否対象地域に指定（5月25日、5月27日から運用開始）。これらを含む計111か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。
- (4) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の公示。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都道府県を緊急事態措置を実施すべき地域とし、その期限を5月6日までとした。4月16日、全国を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期限を5月6日までとした。5月4日、期限を5月31日までに延長。
5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。移行期間を設けて自粛要請等を緩和し、新しい生活様式の定着や業種別ガイドラインの実践等により感染拡大を防止しながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ。

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（3月26日）
- (2) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
 - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
 - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
 - 所管団体によるガイドライン作成への指導・助言
 - コロナ対策を講じた場合に不足することが見込まれる災害発生時の避難所の確保のため、研修施設等を有する所管団体に対し協力依頼予定
- (3) 警察が所掌する行政手続における対応
 - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知
 - 事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
- (4) 警察活動における警察職員の感染防止等
 - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
 - 感染確認時における具体的な業務継続の検討